

子ども・子育て支援新制度について

・「子ども・子育て支援新制度」とは

平成 24 年 8 月、「子ども・子育て関連 3 法」が成立、公布され、この 3 法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を高めていく「子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）」が、早ければ平成 27 年度 4 月から本格的にスタートすることになっています。

子ども・子育て関連 3 法とは、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のことをいい、この 3 法により幼児教育・保育・子育て支援を総合的に進めていくものです。

鎌倉市においても、市民の子育ての状況やニーズを把握し、それに基づいた「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定の準備を進めております。

・「新制度」のポイント

1 「施設型給付」と「地域型保育給付」

これまで、幼稚園や保育所などに対しては、私学助成や運営費など、公的な財政支援が個別に行われてきましたが、新制度では「施設型給付」が創設され、認定こども園、幼稚園、保育所への支援が一本化されることとなります。

また、「地域型保育給付」が新たに創設され、6人以上 19人以下の子どもを保育する「小規模保育」や5人以下の子どもを預かる「家庭的保育」、子どもの居宅に向いて保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほかに地域の子どもも保育の対象とする「事業所内保育」の4つの事業が公的な財政支援の対象となります。

2 新たな認定こども園

幼稚園と保育園からなる幼保連携型認定こども園については、児童福祉法による保育園の認可、学校教育法による幼稚園の認可、認定こども園法による認定など、さまざまな手続きが必要でしたが、新制度では、認定こども園法による認可、指導監督等が一本化されることとなります。また、財政支援についても一本化し、設置の促進を図ることとされています。（国は既存の幼稚園や保育園が新たな幼保連携型認定こども園に移行するよう進めていますが、この移行は義務ではなく、それぞれの施設の判断によって移行するかどうかを決めることができます。）

3 子ども・子育て支援の拡充

消費税率引き上げにより生じる財源を活用し、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ります。保育を必要とする子どものいる家庭だけでなく、すべての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業などを「地域子ども・子育て支援事業」として位

置づけ、計画的な拡充を図ることになります。

4 新制度における給付・事業

(1) 子ども・子育て支援給付

ア 子どものための現金給付（中学生までの子に対する児童手当）

イ 子どものための教育・保育給付

（ア） 施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）

（イ） 地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

(2) 地域子ども・子育て支援事業

ア 利用者支援事業（新規）

イ 延長保育事業

ウ 実費徴収による補足給付事業（新規）

エ 多様な主体の新制度への参入促進事業（新規）

オ 放課後児童健全育成事業（学童保育）

カ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

キ 乳児家庭全戸訪問事業

ク 要保護児童等支援のための事業

ケ 地域子育て支援拠点事業

コ 一時預かり事業

サ 病児・病後児保育事業

シ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート・センター事業）

ス 妊婦検診事業

・施設や事業者が新制度における給付対象となるための手続き

施設や事業者が新制度における施設型給付や地域型保育給付の対象となるためには、児童福祉法等による「認可」と子ども・子育て支援法による「確認」を受ける必要があります。

	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	認定こども園	神奈川県	鎌倉市 (鎌倉市が条例で 基準を定める。)
	幼稚園		
	保育所		
地域型保育事業	小規模保育	鎌倉市 (鎌倉市が条例で 基準を定める。)	
	家庭的保育		
	事業所内保育		
	居宅訪問型保育		

・認可の内容：人員配置や面積など施設・事業に必要な基準

・確認の内容：会計処理、情報公開の基準、給付対象施設・事業者としての的確性

- ・認可と確認を受け「特定教育・保育施設設置者」、「特定地域型保育事業者」になったら、施設・事業者はどうなるのか。

1 一定の責務

給付の対象となった場合、一定の責務が発生します。

- ・正当な理由がなければ利用申し込みを拒んではならない応諾義務
- ・定員を超える利用申し込みがあった場合の公正な方法による選考
- ・子どもに対する適切な教育・保育の提供

2 業務管理体制の整備や教育・保育に関する情報の報告及び公表

- ・業務管理体制の整備

法令遵守責任者の選任や規模に応じた法令遵守規定の制定が求められます。

- ・教育・保育に関する情報の報告及び公表が求められます。

教育・保育理念などの運営方針や教育・保育内容の報告、公表などが求められます。

3 対象施設・事業としての地位（確認を辞退する場合、事前の届出等が必要）

対象施設・事業としての地位（確認を受けること）を辞退する場合は、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整が必要となります。また、施設・事業者が施設・事業を撤退する場合は設置認可者である都道府県への手続きが必要です。

4 確認権者である市町村の指導監督

運営基準の遵守のため、立入検査、基準遵守の勧告、措置命令、確認取り消しなど、確認権者である市町村の指導監督を受けることとなります。

・「施設型給付」と「地域型保育給付」の基本的な仕組み

「給付費」 = 「国が定める公定価格」 - 「市町村が定める利用者負担額」

施設型給付・地域型保育給付は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（公定価格）」から「政令で定める額を限度として市町村が定める額（利用者負担額）」を引いた額となります。

・新制度での幼稚園や保育所などの利用について

(1) 支給認定

新しい制度では、保護者は給付を受けるために、「教育や保育の必要性（1号、2号、3号）」、「保育が必要な場合の必要量（1日につき11時間程度の利用か8時間程度

の利用になるのか)」などの認定の申請を市に対して行い、市は申請に基づき、資格がある旨の認定を行い、認定証を交付します。

(2) 施設や事業の選択

認定を受けた保護者は、特定教育・保育施設（認可され、運営基準を満たしていることの確認を市から受けた施設）や特定地域型保育事業者（認可され、運営基準を満たしていることの確認を市から受けた事業者）の中から、支給認定された教育・保育の必要性に応じて、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育など、ニーズにあった施設や事業を選択します。

(3) 利用の申し込み

教育のみを必要とする方は、幼稚園や認定こども園に、直接申し込みをします。

保育を必要とする方は、原則、市町村に申し込みをします。

(4) 給付

市から給付を受けます。なお、この給付は保護者に対する個人給付ですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設・事業者が保護者に代わり給付を受ける制度（法定代理受領制度）となっています。

(5) 市町村による利用調整

保護者から申し込みを受けた市町村は、利用調整や必要に応じたあっせん、施設に対する利用要請などを行います。

※一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業は、支給認定の有無にかかわらず利用が可能です。

※幼稚園や幼稚園型認定こども園、事業所内保育などでは、施設の判断により、新制度に移行しない場合もあります。

・新制度での利用者負担について

新制度での利用者負担については、保護者の所得に応じた負担（応能負担）を基本とした共通の仕組みとなり、国が定める水準を踏まえ、市町村が設定することになります。

教育標準時間と保育標準時間の利用者負担は、現行の利用者負担の水準を基本に設定することになります。保育短時間の利用者負担は、保育標準時間の利用者負担の一定割合に設定する方向で、国で検討しているところです。

認定と給付について

		小学校就学前までの子ども				
		満3歳以上			満3歳未満	
		教育のみ必要 (保育不要) (1号認定)	保育必要 (2号認定)		保育 不要	保育必要 (3号認定)
		教育標準時間	保育 標準時間	保育 短時間		保育 標準時間
特定教育・ 保育施設	認定こども園	施設型給付	施設型給付		認定 対象 外	施設型給付
	幼稚園	施設型給付	※特例施設型給付②			—
	保育所	※特例 施設型給付①	施設型給付			施設型給付
特定地域型 保育事業	小規模保育 家庭的保育 事業所内保育 居宅訪問型保育	※特例地域型 保育給付	※特例地域型 保育給付③			地域型保育給付
	特例保育(離島・僻地への想定。 鎌倉市では該当はない。)	特例地域型 保育給付	特例地域型 保育給付		特例地域型保育給付	

※特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に係る特例給付（網掛け部分）については、緊急時のやむをえない状況や地域に認定区分に対応する施設がないなど、市町村が必要と認める場合に対応するものです。

例えば、満3歳以上の保育認定を受けて保育所を利用していた子ども（2号認定）が保護者の就労状況等の変化により保育認定の際の要件に該当しなくなった場合（例①）、満3歳以上の保育認定を受けた子どもが、保育所や認定こども園等の利用を希望したが、利用の調整をしたものの定員に空きがないことから幼稚園に入園する場合（例②）、特定地域型保育事業を利用している保育認定を受けた子ども（満3歳未満）が年度の途中で3歳の誕生日を迎えたが、引き続き、保護者の希望により特定地域型保育事業を利用する場合（例③）などがあります。